

必ずご確認ください！

大阪労働局版

業務改善助成金申請にあたっての注意事項

以下の内容を確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

1 問い合わせ先について

業務改善助成金申請にかかる一般的なご相談は専用の業務改善助成金コールセンター（電話番号：0120-366-440 受付時間：平日8時30分から17時15分まで）にお問い合わせください。

申請窓口は、事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部（室）です。

2 申請書類について

申請書に添付する必要がある書類をまとめたチェックリストを大阪労働局のホームページに掲載しています。

チェックリストの一部の書類については添付されていないと申請を受理することができず、申請の方法（窓口か郵送か）及び申請の時期（賃金引上げ日や申請期限に余裕があるか否か）に関係なく、申請書類一式を返戻させていただきます。

特に、地域別最低賃金改定日や交付申請期限の前2週間程度は多数の申請が予想され、郵送された申請の返戻作業には時間を要します。返戻に際して事前連絡は行わないこと、郵送で返戻するため返戻する申請書類の到達には一定の期間を要することから、返戻の結果、賃金引上げ日や申請期限を徒過してしまい申請の機会が失われてしまうおそれがありますので、期限には余裕をもって、申請書の記入漏れ及び資料の添付漏れがないように申請してください。

3 労働関係法令違反について

申請に際して、労働関係法令に違反していないか確認してください。これまでに以下のような事案がありましたが、労働関係法令に違反していることが明らかとなった場合は、助成金の交付の対象とはできないこととされております。

- 提出された賃金台帳に労働日数や時間外労働時間数等の法定項目が記載されていないもの
- 支払っている賃金が大阪府最低賃金額を下回っているもの
- 割増賃金の計算に誤りがあり、不払いになっているもの

4 賃金台帳について

申請書に添付する賃金台帳については、**現に使用しているものの写し**を提出してください。申請用に賃金台帳の内容を転記等する必要はありません。

このため、申請に対する審査で賃金台帳にかかる不備を指摘された後、**賃金台帳の記載が誤っていた等を主張されても差替えを認めることはできません。**

5 費用の支出について

改善事業の費用の支出は**原則振込払**とし、事業実績報告書に振込記録が分かる書類を添付してください。なお、振込手数料を改善事業の受託者負担とした場合は当該手数料額分の値引きがあったものと判断し、助成額が減額されることがあります。

また、以下のような場合は交付額の確定ができませんのでご注意ください。

- (1) 申請事業主とは異なる者が費用を支出したもの（法人名義の申請であれば法人が、個人名義の申請であれば個人本人が費用支出していることが必要です。）
- (2) クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで**交付決定の属する年度の1月31日（やむを得ない事由により1月31日を超え3月31日までとする必要がある場合に、交付申請書に理由書を添えて提出し、認められた場合は当該期日）までに口座からその費用の全額が引き落とされていないもの**
- (3) 申請事業主が信販会社又はファイナンス会社を介したローン契約を利用して業者から機器を購入・導入したが、**交付決定の属する年度の1月31日（やむを得ない事由により1月31日を超え3月31日までとする必要がある場合に、交付申請書に理由書を添えて提出し、認められた場合は当該期日）までに信販会社又はファイナンス会社に対する返済代金全額の支払いが完結していないもの（分割払い中は、信販会社又はファイナンス会社が機器の所有権を有していることとなります（所有権留保）。）**
- (4) ネットバンキング等を利用して費用を支出したが、提出された資料が振込手続依頼を受けたことを証明するものにすぎず、当該依頼に基づき実際に費用が支出されたことが確認できないもの

問い合わせ先

大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課
助成金第一係

電話 06-7223-8943